福島復興再生特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 福島復興再生基本方針(第五条·第六条)

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

(第七条-

第十五条)

第二節 課税の特例 (第十六条・第十七条)

第一

節

第三節 公営住宅法の特例等(第十八条—第二十三条)

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための

措置 (第二十四条—第三十五条)

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別 の措置

第 節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置 (第三十六条 第四十八条)

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例 (第四十九条・第五十条)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等 (第五十一条—第五十五条)

第六章 新たな産業の 創出等に寄与する取組 の重点的 な推進 (第五十六条 第六十一条)

第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会 (第六十二条)

第八章 雑則 (第六十三条—第六十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一 条 この 法律は、 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島 0 復興及び再生が、 その 置 か れ た

特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、 原子力災害からの 福 島の 復 興及び 再 生 0 基

本となる福島復興再生基本方針 の策定、 避難解除等区域の復興及び再生のため の特別の措置、 原子 力災

から O産業 0 復興及び再生のための特 莂 の措置等について定めることにより、 原子力災害から 0 福 島 \mathcal{O} 復

興及び 理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的と 再生 0 推 進 を図 り、 ŧ って東 日 本大震災復興基本法 (平成二十三年法律第七十六号) 第二条 \bigcirc 基 本

する。

(基本理念)

原子力災害からの福島 の復興及び再生は、 原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこ

復旧に長期間を要すること、 放射性物質による汚染のおそれに起因して住民の健康上の不安が生じて

いること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、

社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、 障害者

等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、 地域経済の活性化を促進 し、 福 島 0 地 域

社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、 行われなければならない。

(国の責務)

国は、 前条に規定する基本理念にのっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、 継続的かつ迅速に実施する責務

を有する。

(定義)

第四条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

福 島 福 島県の 区域をいう。

原子力発電 所の 事 故 平成二十三年三月十一 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電

所

 \mathcal{O} 事 故をい

三 原子力災害 原子力発電所の事故による災害をいう。

兀

避難解

除

区域

本

部

長

(同法第十七条第一

号) 第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対 策

原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法

(平成十一年法律第百五十六

項に規定する原子力災害対策本部長をいう。

次号にお

いて同じ。

が 福 島

 \mathcal{O}

市 町 村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示 (以下「避難指示」という。) の対象となった

区域 のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

1 原子力災害対策特別措置法第二十七条の)四第一 項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替え

て適用される災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警

戒区域の設定を行うことの指示

口 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対 し緊急時の 避難 のための立退き又は屋内 へ の 退避 の準備を行うことを求める指示を行うこ

لح 0 指 示

五.

二 1 から ハまでに掲げるも のの ほ か、 これらに類するものとして政令で定め)る指1

避 難 解 除等区 域域 避難 解 除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別

措置法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が福島

の市町村長又は福

島

県

知 事

に対して行 ·つ た指示におい て近く当該 避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を 1 , う。

第二章 福島復 興 育 生基 本 · 方針

福 島復興 〔再生基本方針の策定等〕

第五条 政府は、 第二条に規定する基本理念にのっとり、 原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施

策 \mathcal{O} 総 合的 な推進を図るための基本的な方針 (以下「福島復興再生基本方針」 という。 を定めなけ れば

ならな

2

福 島 復興再生基本方針には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

- 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事 項
- 避 難 解 除 等区 域 \mathcal{O} 復興及び 再生 \mathcal{O} 推 進 $\overline{\mathcal{O}}$ ために政 分府が 着実に 実施すべ き施策に関する基本的 な事 項
- \equiv 放 対線に ょ る健 康 上 の 不 安 への解 消 その 他 の安心して暮らすことのできる生活環境 \mathcal{O} 実現 \mathcal{O} た 8 に 政 府

が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

兀 原子 力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な

事項

五. 第三十六条第一 項に規定する産業復興 角 生 計 画 \mathcal{O} 同 条第 九項 の認定に関する基本的 な事項

六 新 たな産 業 \mathcal{O} 創 出 及び 産 業 \mathcal{O} 国 際競 争力 \mathcal{O} 強 化 12 い寄与さ す る取 組 その 他 先導 的 な施 策 ^ \mathcal{O} 取 組 \mathcal{O} 重点的

な 推 進 0) た 8 に政 府 が着実に実施すべき施策に関する基本的 な 事 項

七 第五十六条第一項に規定する重点推 進計 画 \mathcal{O} 同 条第五項 の認定に関する基本的な事 項

八 関 連す る東日本大震災 (平成二十三年三月十一 日に発生した東北 地方太平 洋沖 地震及び 原子 力発電 所

 \mathcal{O} 事 故による災害をいう。 から の復興 \hat{O} 円滑 か つ迅速な推進に関する施策との 連携に関する基本的 な

事項

九 前各号に掲げるもののほか、 福島の復興及び再生に関し必要な事項

3 内 閣 総理大臣は、 福島県知事 の意見を聴いて、 福島復興再生基本方針 の案を作成し、 閣議の決定を求め

なければならない。

4 福 島 県知事 は、 前項の意見を述べようとするときは、 あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴かなけ れば

ならない。

5 内閣総理大臣は、 第三項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 福島復興再生基本方針を

公表しなければならない。

6 政 府 は、 情勢の 推移により必要が生じた場合には、 福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければな

らない。

7 第三項から第五項までの規定は、 前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。

(福島県知事の提案)

第六条 福 島 県 知 事 すは、 福 島 \mathcal{O} 復興及び再生に関する施策の推進に関して、 内閣 総理大臣に対 福 島 復興

再生基本方針の変更についての提案 (以下この条において「変更提案」という。) をすることができる。

2 福島県知事は、 変更提案をしようとするときは、あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴かなければなら

ない。

3 内 閣 総理大臣は、 変更提案がされた場合において、 当該変更提案を踏まえた福島復興再生基 本方針 の変

更をする必要があると認めるときは、 遅滞なく、 福島復興再生基本方針の変更の案を作成し、 閣 議 \mathcal{O} 決定

を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、 前項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 福島復興再生基本方針を公

表しなければならない。

5 内 閣 総理大臣は、 変更提案がされた場合にお いて、 当該変更提案を踏まえた福島復興再生基 本 方 針 の変

更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、 その旨及びその理由を福島県知事に通知しなければなら

ない。

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

(避難解除等区域復興再生計画)

第七条 内閣総理大臣は、 福島復興再生基本方針に即して、 福島県知事の申出に基づき、 避難解除等区域の

復興及び 再生を推進するための計画 (以下 「避難解除等区域復興再生計画」 という。 を定めるものとす

る。

2 避 難 解除等区域復興 (再生計 画には、 次に掲げる事項 (第三号から第五号までに掲げる事 項に、 あ 0 は、

過去に 避難指 示の対象となったことがない区域にわたるものであって、 避難解除等区域の復興及び再生の

ために特に必要と認められるものを含む。) を定めるものとする。

一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二 避難解除等区域復興再生計画の期間

三 産業の復興及び再生に関する事項

四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五 生活環境の整備に関する事項

六 前各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 避 難 解除等区域 の復興及び再生に関し特に必要な事 項

内 閣 総理大臣 は、 避難 解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 関係行 政機関の

3

長に協議するとともに、 福島県知事 の意見を聴かなければならない。

4 福 島 [県知 事 は、 第一 項 の申 出をし、 又は前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 意見を述べようとするときは、 あらかじめ、 避難 解除

区域をその 区 域 なに含む 市 町 村 \mathcal{O} 長 0 意見を聴 か な げけ れ ば ならな

5 内 閣 総理 大臣 は、 避 難 解 除 等区 域 復興 再生 計 画 を定めたときは、 遅滞. なく、 これを福 島県知事 に 通

知

なければならない。

6 内 閣 総理大臣 は、 避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、 福島県 知事 \mathcal{O} 申

出 に基づき、 避 難解 除等区域復興再 生 計 画を変更するものとする。

7 第三 項 から 第 五. 並項まで! \mathcal{O} 規 定 んは、 前 項 \mathcal{O} 規定による避難解除等区域復興再生計 画 の変更に つい て準 甪 す

る。

(土地改良法等の特例)

第八条 玉 は、 避 難 解 除等区域復興再生計 画 (前条第二項第三号に掲げる事 項に係る部分に限る。 以下この

条に お 1 て 同 ľ に基づいて行う土地 改良法 昭昭 和二十四 年 -法律第 百 九 十五号) 第二条第 二項 第 号

ら第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事 業 (東日本大震災に対処するための土地改良 法 \mathcal{O} 特 例 に 関 す

及び 規定す る法律 再 生の る復 (平成二十三年法律第四十三号。 ため 旧 関 連事 に特に必要が 業及び第三項 あ るものとして内閣は の規定により国が行うものを除く。)であって、 第六項において 総理大臣 「土地改良法特例法」という。) が農林・ 水産大臣 0) 同 意を得て指定 避難 解 第二条第三項に 除 した 等 区 ŧ 域 0) \mathcal{O} を行 復 興

2 事業 十七 る うことができる。 前項 同 に 条 項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。 係 の三第二項 の規定により行う土地改良事業は、 る土 地 改良施 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の適用については、 設 又は当該 土 地 改良施 土地改良法第八十七条の二第一 設と一体となつて機 同法第八十七条の二第四 この場合において、 能 を発 同条第四項及び第十項並びに 項 中 揮 項の規定により行うことができ す 「施設更新事 る土 地 改良施品 業 設 (当: の管 該 理 施 同 設

を内容とする第二条第 改良施設の有してい とする第二条第二項第 (当該 変更に係 る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能 る機能 二項第 号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 の維 号の 持を図ることを目的とすることその他」とあるのは 事 業を行う土地 |改良区が存する場合において、 を発揮する土地改良 当該施設更新事業に係 「土地改良施 と、 同 項第 施 設 設 号中 法第八 を内 の管 る土 \mathcal{O} 変更 更 地 新 理 容

施設更新事業」

とあるのは

土

地改良施設の変更」

と、

同条第十項中

「第五条第六項及び第七項、

第七条

る 第三項」とあるのは くは第八十五条の三第六項 Oは 同 条第四 「これらの規定による申 I 項 「第五条第四項から第七項まで、 と、 \mathcal{O} 同法第八十七条の三第二項中 規 定による申 請に基づい 請に基づいて行う農用 て行う土地改良事 第七条第三項及び第四項」と、 「第八十五条第 地 ·業 造)成事 とあるの 業等」 項、 第八十五条 とある は 土 「同条第五項」とあ 地 \mathcal{O} 改良事 は の二第一 「農 業 用 項若し 地 造 成

る。

3 その 該指 総 に 第七号に掲げる土地改良事業 理大臣 ょ 玉 り は、 定 他 \mathcal{O} 0 土 避難 地 あ が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、 地 域 0 改 良事 O解除等区域復興再生計 た日に、 実情を勘案して、 業 計 農林-画 を定 水産大臣 め (福· た 避難 ŧ 島 が 県 O画に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び 解除等 に 同法第八十七条第 知事が平成二十三年三月十一日以前に同 限る。 区域の復興及び再生のために特に必要があるものとし であって、 自ら行うことができる。 項の規定により当該土地改良事業計 福 島県に おけ る当 該 法第八十七条第 この場合におい 土 地 改 良 事 業 画を定めた \mathcal{O} ては、 項 実 で内内 施 \mathcal{O} 規定 体 当 閣 制

ŧ

 \tilde{O}

とみなす。

- 5 利 及び 第三項の規定により国が土地改良事業を行う場合において、 義務 \mathcal{O} 国 0) 承 継 につい ては、 農林水産大臣と福 島県知事 当該. とが協 土地改良事業に関し福島県が有する権 議 して定めるものとする。
- 6 避 難 解除 等 区 域 復 興 再 生計 画 に基 づ **(**) て国 が 行う次の各号に掲げる土 地 改 良事業につい ての 土 地 改良法

第九 + 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による負担 金 \mathcal{O} 額 は、 同 項の 規定にかかわらず、 それぞれ当該各号に定め る

る。

定災害復

旧

事業を除く。)

土地

改良法特

例法第五条第二号又は第三号の

規定

 \mathcal{O}

例に

ょ

り算定

L

た額

- 土 地 改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業 (土地改良法特例法第二条第二項に規定する特
- 前号に . 掲 げげ る土地改良事 業と併せて行う土 並 改良法第二条第 二項 第 号に掲げ げげ る土 地 改 良 事 業 同 묶

土地改良法特例法第五条第四号

の規定

O

例

に

ょ

り算定した額

に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。

7 東 日 本大震災復興 (特別) 区域 法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五十二条第一 項の 規定により福 島 県

が \mathcal{O} 適 行う 用 につい \pm 地 改 ては、 良 事 業であ 同条第二 つつて、 一項中 避 難 同 解 除等区 条第十項及び」 域 に お V) とあるのは て行うものに 同 . つ い 条第四 て \mathcal{O} 同 「項及び第十項並びに」と、 条第一 二項及び第三項 \mathcal{O} 規 定

設更新 良施 当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設 内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 する第二条第二 業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能 同 法第八十七条の二第十項」とあるのは 設 事業」 0) 有し とあるの て 項 第 る機 号の は 能 \mathcal{O} 土地 事 維 業を行う土地改良区が存する場合に 持を図ることを目的とすることその他」 改良施設 の変更」 「同法第八十七条の二第四項中 と 同条第十項」と、 を発揮さ お į, とあ て、 す 同条第三項中 「施設更新事業 当該 るの る土地改良施設 は 施 設 土地 と 更新 「第八十七 事 同 改 (当該施設更新 子業に係 項第一 (良施) の管 理を内 設 号中 の管理 る土 条 \mathcal{O} *の* 変更 |容と 地 「施 第 を 改

(砂防法の特例)

る。

次条

か

ら

第

十四四

条

ま

っでに

お

1

て同じ。

に基づい

て行う砂

防法

(明治)

三十年法律第二十九号)

第

条

適用す

る同条第四

I 項

とする。

三項

か

ら第

五

項

へまで 」

とある

 \mathcal{O}

は

「第八十七

条の二第三項

及び第五項

並

び

に前

項

 \mathcal{O}

規定により

読

み替えて

第九条 玉 一土交通大臣 は、 避難 解 除等 区域 復興 再生計画 (第七条第二項第四号に掲げる事 項に係る部 分に限

に規定する砂 防工事 (東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧 事業等に係る工事 \mathcal{O} 国 . 等

による代行に関する法律 (平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。) 第四条第

項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 福島県における砂防工事 の実施体制その 他 \mathcal{O} 地 域 \mathcal{O}

実情を勘案して、 避難解除等 · 区域 の復興及び再生の ために特に必要があるものとして内 閣 総 理 大 臣 が 国 土

交通 大臣 . (7) 同 意を得て指定したもの (第三項 及び第四 項に おいて 「復興 砂 防工事」 という。 を、 自 [ら施

行することができる。

2 前項 の規定による指定は、 福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 玉 一土交通大臣 は、 第 項の 規定により復興 砂 防 工事を施行する場合においては、 政令で定めるところに

より、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 第 項の 規定により 国土交通大臣が 施行する復興砂 防工事に要する費用は、 国の負担とする。 この場合

に お 福島県は、 政令で定めるところにより、 当該費用の額から、 福島県知事 が自ら当該復興砂 防

事を: 施 行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助 金の 額に相当する額を控除 した額

を負担する。

(港湾法の特例)

第十条 改良に 県に 八号) 特 に規定する港湾管理者をいう。 に 必 おける港湾工事 要が 係 第二条第七項に規定する港湾工事 国土交通大臣は、 るもの あるものとして内閣 (震災) の実施体制その他 復旧 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う港湾法 代行法第 次項 総理大臣が国土交通大臣の同 五 12 の地 条 第 お のうち į, 域 て同 の実情を勘案して、 項第二号に掲げる事 ľ 同 · 条第 であ 五項に規定する港湾 る福 意を得て指定したもの 島県が管理 事業に係る 避難解除等区域の復興及び再生 るもの 施設 するもの (昭和二十五年法律第二百 を除り (港湾管 に限る。 (第三項にお 理者 であって、 (同 \mathcal{O} 条第一 0 建 7 設 ために 福 又 は 項 島

興 (港湾工 事」 という。)を、 自ら施る 行することができる。

2

前項

 \mathcal{O}

規定による指定は、

港湾管理

理

者であ

る福.

島県

 \mathcal{O}

要請

に基、

ゔい

て行うものとする。

3 こととした場合に国 に お 第 項 Ó 福島県は、 規定により が 国土交通大臣が 福島県に交付すべき負担金又は補 政令で定めるところにより、 施行する復興港湾 当該費用 工事 助 金 \mathcal{O} の額から、 に要する費用 額 に相当する額を控除 自ら当該復興港湾工事 は 玉 の負担とする。 L た額を負担する。 を施 この場合

(道路法の特例)

第十一条 国土交通大臣は、 避難 解除等区域復興 (再生計画に基づいて行う都道府県道 (道路法 昭 和二十七

臣 五. 年法律第百八十号)第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。)又は市町村道 勘案して、 以下この節において同じ。) のを除く。) 村道をいう。) 一項に . (T) 同 意を得て指定 おいて同じ。) 避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大 であって、 の新設又は改築に関する工事 したもの である地 当該道路 における道路の新設又は改築に関する工事 (第三項及び第四項にお 方公共団体 の道路管理 (福 者 (震災復旧代行法第六条第 島県及び (道路法第十八条第一 1 · 避難解 「復興道路工事」という。 除 等区域をその 項に規定する道路管理者を の実施体制その他の 項第二号に掲げる事業に係るも 区域に含む (同条第四号に掲げる市町 を、 市 自ら施 地 町 域 村 いう。 \mathcal{O} に 行する 実情 限 第 を

2 前項 の規定による指定は、 同項の地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

ことができる。

- 3 より、 国土交通大臣は、 同 項 \mathcal{O} 地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。 第一 項の規定により復興道路工事を施行する場合においては、 政令で定めるところに
- 4 に お 第 いて、 項 \mathcal{O} 規 同 項の 定 足により 地方公共団体は、 国 |土交通-大臣 政令で定めるところにより、 が 施 行する復興道 路 工 事 に要する費用 当該費用の額から、 は、 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 負担とする。 自ら当該復興道 この 路工 場合

事を施行することとした場合に国が当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除 した額

を負担する。

5 第三項 の規定により道路管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣は、 道路法第八章 -の規定 の適 用

については、道路管理者とみなす。

(海岸法の特例)

主務大臣 (海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第四十条に規定する主務大臣をいう。 以下この

条に お いて同じ。 は、 避難 解除等 区 域 復興 再生計画に基づいて行う海岸保全施設 同 法第二条第 項に

規定す る海岸保全施設をいう。 以下この 項 E お 7 て同じ。 0 新 設又は 改良に関する工 事 (震災: 復 旧 代 行

法第七 条第一 項第二号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 福島県にお ける海岸保全施 設 0 新 設

又は改良に関する工事の実施体制その他の地 域の実情を勘案して、 避難解除等区域 の復興及び再生 \mathcal{O} た 8

いて「復興海岸工事」という。)を、自ら施行することができる。

前 項 \mathcal{O} 規定による指定は、 海岸管理者 (海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。 以下この条

2

に

特

に

必要が

あるものとして内閣

総理大臣

が主務大臣の

同

意を得て指定したもの

(第三項及び第四

項

E

お

及び第四十三条第二項第二号において同じ。)である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、 第一 項の規定により復興海岸工事を施行する場合においては、 政令で定めるところにより

海岸管理者である福 島県知事 に代わってその権限を行うものとする。

4 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により主務大臣が施行する復興 (海岸工事に要する費用 は 国の負担とする。 この場合に お

1 福島県は、 政令で定めるところにより、 当該費用の額から、 海岸管理者である福島県知事 が 自ら当

該復興海岸工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額

を控除した額を負担する。

5 第三 項 \mathcal{O} 規定により 海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣は、 海岸法第五章 の規定 の適 用 に 0

いては、海岸管理者とみなす。

(河川法の特例)

第十三条 国土交通大臣は、 避難 解除等区域 復興再生計画に基づいて行う指定区間 河 ፲ 法 昭昭 和三十九年

法律第百六十七号) 第九条第 二項 に規定する指定区間をいう。) 内 \mathcal{O} 級 河 ΪĹ 同 法第四条第 項 E 規 定

する一 級河川をいう。)、二級河 Ш (同法第五条第一 項に規定する二級河川をいう。 第五項にお いて同じ

又は 準用河川 (同法第百条第一項に規定する準用河川をいう。 第五項において同じ。 の改良工事

震災復旧 代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。) であって、 当該 河 Ш \mathcal{O} 改 良 工事 を

施 行 すべ き地・ 方 公共 団 体 \mathcal{O} 長 が 統括する地 方 公共 団 体 に お け る河 ĴΠ 0 改良 工 事 \mathcal{O} 実 施 体 制 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 地 域 \mathcal{O}

実情 を 勘案 して、 避 難 解 除等 区 域 \mathcal{O} 復興 及び 再生の ため に特 に 必 要が あるもの ع て内 閣 総 理 大 臣 が 玉 土

(第三項及び第四項において

「復興河川

工事」という。

を、

自ら施

行することができる。

交通大臣

(D

同意を得て指定したもの

2 前 項 \mathcal{O} 規定に よる指定は、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 地 方公共 団体の \mathcal{O} 長の 要請に基 づいて行うものとする。

3 玉 土 交通大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 復 興 河 Ш 工 事 を施 行する場合に お 1 ては、 政令で定めるところに

より、 同 項 \mathcal{O} 地方公共団体の長に代わってその権限を行うものとする。

4 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により国土交通大臣が 施行する復興河川工事に要する費用は、 国の 負担とする。 この場合

に お 7 て、 同 項 \mathcal{O} 地方公共団: 体 は、 政令で定めるところにより、 当該費用 \mathcal{O} 額 がか 5 当 該 地 方公共 団 体 \mathcal{O}

長が 自 ら当 該 復 興 河 Ш 工 事 を 施 行することとした場合に国が当該地 方公共団 体に交付すべ き負担 金 文は補

助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

第三項の規定により二級河川又は準用河川 の河 川管理者 (河川法第七条 (同法第百条第一 項にお て準

5

用する場合を含む。) に規定す る河 川管理者をいう。 以下この 項におい て同じ。)に代わ ってそ \mathcal{O} 権 限 を

行う国土交通大臣 は、 同 法第 七 章 (同 法 第百条第 項にお 1 . て準用. する場合を含む。 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に

いては、河川管理者とみなす。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

第十四

条

国土交通大臣は、

避難

解除等区域復興

再生計画

画に基づいて行う急傾斜地

の崩壊による災害の防

止

に関 する法律 昭昭 和 匹 干四 [年法律第五 十七号) 第二条第三項に規定する急傾斜 地 崩 壊防 止 工 事 (震災: 復 旧

代行 法 第十 条第 項各号に掲 げ る事 業に係る るものを除く。 で あ 0 て、 福 島 県 12 お け る当該 急 傾 斜 地 崩

壊防 止 工 事 の実施体制その 他 0 地 域 O実情を勘案して、 避難解 除 等 区域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 復興 及び再生の ため に 特 に 必 要

が あるものとして内 閣総理大臣が国土交通大臣 .の同意を得て指定したもの (第三項から第五項ま でにお

7 「復 興 急便 斜 地 崩 壊 防 止工事」という。 を、 自ら が施行することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定に . よる指: 定は、 福 島県 \mathcal{O} 要請 に基づい て行うものとする。

3 玉 王 交通大臣 は、 第 項の 規定により 復興 (急傾斜 地 崩 壊防 上工事 を施行する場合においては、 政令で定

るところにより、 福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 急傾 斜 地 $\overline{\mathcal{O}}$ 崩 壊による災害 \mathcal{O} 防 止 に 関する法律第十三条第二項 \mathcal{O} 規定 は、 国土交通大臣が第一 項の規定

に

より

復

興

急

傾

斜

地

崩壊防

止

工

事

を施

行する場合については、

適

用

L

な

5 第 項 0 規定に により 国 |土交通-大臣 が 施 行す る復興 急傾 斜 地 崩 壊 防 止 工 事 に 要する費用 は、 玉 \mathcal{O} 負 (担とす

る。 この場合において、 福島県は、 政令で定めるところにより、 当該費用の額から、 自ら当該復興 急傾 斜

額を負担する。

地

崩

壊防

止

二事

を施行することとした場合に国が福島県に交付すべ

き補助金の額に相当する額を控除

した

6 第三 項 \mathcal{O} 規定により 福 島県 知 事 に代 わ ってその権限を行う国土 交通大臣 は、 急傾 斜地 \mathcal{O} 崩 壊 による災害

の防 止 に関する法律第 五章 O規定の適用については、 福島県知事とみなす。

(生活環境整備事業)

第十五条 内 閣 総 爬理大臣 は 避難 解 除 等区域 復 興 再生計 画 (第七条第二項第五号に掲げる事 項に係る部分に

限る。 に基づいて行う生活環境 整 備 事 業 (避 難 解除等区 域 E お 1 て 住民 \mathcal{O} 生 活 環境 \mathcal{O} 改 (善に資するため

に必要となる公共施設又は公益的: 施設 の清掃その 他 !の当該: 施 設 の機能を回 復するための 事 業であって、 復

興庁令で定めるものをいう。)を、 復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づ

いて、行うことができる。

2 前項 の規定により 内閣 総理大臣が行う生活環境整備事業に要する費用は、 国の負担とする。

第二節 課税の特例

第十六条 避難解 除区域内にお いて事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は

法人 (避難指 宗の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在してい

に ついて、 復興庁令で定めるところにより福島県知事 \dot{O} 確認を受けたものに限る。 が、 当該新 設 又は 増

設 に伴 7 新たに取得 又は製作し、 若しくは建設した機械及び装置、 建物及びその附 属 設 備 並 び に 構 築

物については、 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 - の臨 時特例に関する法律 (平成二十三年 法

第二十九号。 次条において「震災特例法」という。) で定めるところにより、 課税の特例の適用があるも

のとする。

第十七条 個 人事業者又は法人 (避難指 示 の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日にお V てその

業所が所在していたことについて、 復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る

合には、 当該 原子力災害の被災者である労働者を、 個 人事業者又は法人に対する所得税及び法人税 避難解除区域内に所在する事業所において雇用している場 の課税につい ては、 震災特例法で定めるとこ

ろにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三節 公営住宅法の特例等

(公営住宅に係る国の補助の特例)

第十八条 公営住宅法 (昭 和二十六年法律第百九十三号) 第二条第十六号に規定する事業主体 (次項及び第

二十条第二項 E お į١ 7 事業主体」 という。 が、 避 難指1 示区域 (現に) 避 難指 示 であ って第四 条第 心号イ

又は 口 に 掲げ る指 示であるも \mathcal{O} \mathcal{O} 対象となってい る区 |域をいう。 第二十二条及び第二十三条第 項 E お

て同じ。)に存する住宅に平成二十三年三月十一 日において居住していた者 。 以 下 「居住制 限 者 という

に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては 次の 表

 \mathcal{O} Ŀ 欄 に掲げる規定中 同 表 \mathcal{O} 中 欄 に掲げる字句をそれぞれ同 表 の下 欄に掲げる字句と読み替えて、 これら

 \mathcal{O} 規定 を適 用 Ĺ 同 法第 八条第 項ただし書及び第十七条第三項ただし書並 びに 激甚災害に対処するため

 \mathcal{O} 特 別 \mathcal{O} 財 政援助等に関する法律 (昭 和三十七年法律第百五十号。 以下この条及び第二十条にお *(* \ <u>.</u> 激

甚災害法」という。)第二十二条第一項ただし書の規定は、適用しない。

る交付申請書を提出する日において	一つた住宅であつて当該激甚災害により滅	条第一項
公営住宅法第十一条第一項に規定す	激甚災害を受けた政令で定める地域にあ	激甚災害法第二十二
	ものにその災害の当時居住していた	
	た住宅であつて激甚災害により滅失した	第三項
居住制限者である	同項に規定する政令で定める地域にあつ	公営住宅法第十七条
同じ。)である		
者をいう。第十七条第三項において		
第十八条第一項に規定する居住制限		
法 (平成二十四年法律第 号)		
居住制限者(福島復興再生特別措置)	住していた	
る交付申請書を提出する日において	事業主体が災害により滅失した住宅に居	可
事業主体が第十一条第一項に規定す	次の各号の一に該当する場合において、	公営住宅法第八条第

た 失したものにその災害の当時居住してい 居住制限者 第十八条第 法 者をいう。 (平成二十四年 (福島復興再生特別措置 であ 項 に規定する居住制 法 る 律第 号 限

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一 項 の規定

事業主: 体 が 居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅の入居者は、 平成二十六年三月十日までの間

(公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。

以下同じ。)

又は

は、居住制限者でなければならない。

による

玉

 \mathcal{O}

補

助に係る公営住宅

(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)

第十九条 居住制限者については、 公営住宅法第二十三条第二号 (住宅地区改良法 (昭和三十五年法律第八

十四号) 第二十九条第 項にお () て準 用する場合を含む。) に掲げる条件を具備する者を公営住宅 法第二

十三条各号 (住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。) に掲げる条件を具備する

者とみなす。

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十条 第十八条第 項の 規定 により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十

二条第

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規

定に

よる国

 \mathcal{O}

補

助

を受け、

又は

東

日

本大震災復興

特別

区域

法第七十八条第

三項

に

規

定する

復興交付 金 次 項に お V . て 「復興交付金」 という。 を充てて居住制 限者に賃貸するため 建 設 又 は 買 取

をした公営住宅 (当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同 施設 (次項にお 1 て 一共 同

施設」 という。) を含む。) に対する公営住宅法第四十四条第 項及び第二項並びに附 則 第十五 項 \mathcal{O} 規 定

の適 用 については、 同 条第 項 中 四四 分の一」 とあ るの は 「六分の一」 と 同 条第二項中 「又は これ 5 \mathcal{O}

修 繕若 しくは改良」 とあ る \mathcal{O} は 「若しくはこれ らの 修 繕若 しくは 改良に要する費用 又は 地 域 に お け る多

な需

要に応じた公的賃貸住宅等

の整

備等に関する特別措置法

平

成十七年法律第七十九号)

第六

条

 \mathcal{O}

地

域

住 画に基づく事業若 しくは事務 の実施」 と 同法附則第十五項中 「その耐 用年 限 \mathcal{O} 四分の を経過し

た場合におい ては」 とある るの は 「そ \mathcal{O} 耐 用年 限 \mathcal{O} 六分の を経過、 した場合にお į١ 7 特別 \mathcal{O} 事 由 \mathcal{O} あ

又は 耐 用 年 限 \mathcal{O} 兀 分の を経 過 L た場 育に お V ては」 とする。

事 業主体は、 第十 八条第一 項 の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一 項若しくは激甚災害法

2

管理す 用途を廃止することができる。この場合において、 同 建設若しくは買取りをし、又は居住 第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、 施 設を含む。 る必要がないと認めるときは、)について、 当該事業主体である地 制限者に転貸するため借上げをした公営住宅 公営住宅法第四十四条第三項 若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため 当該事業主体は、 方公共団 体 の区域内 $\widehat{\mathcal{O}}$ 当該公営住宅の用途を廃止した日 規定に 0 住宅 かか 事 わらず、 情 (当該公営住宅 からこれ 当該公営 を引 き続 に係る共 住 :宅 1 カン \mathcal{O}

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

ら三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

号の業務 項に規定する業務のほ (居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。) 独立 行政 法 人都 市 再生機 か、 福島にお 構 は、 いて、 独立 行 福島 政 法 人都 \mathcal{O} 地方公共団体からの委託に基づき、 市 再生機 構法 (平成十五 を行うことができる。 |年法律第百号) 同条第三項各 第十

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)

第十三条第一項に規定する業務のほ 独立 一行政 法 人住宅 金融支援機 構 か、 は、 独 原子力災害代替建築物 立 一行政法 人住宅金融支援機 (住宅 構法 (同法第二条第一項に規定す (平成十七 年 法 律第八十

物が 物 る住宅をいう。) 又は主として住宅部分(同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。) \mathcal{O} 部 避 |難指| 分をいう。 示 区域内に存する場合におけるこれらの建築物 0 建設又は購入に必要な資金 (当該原子力災害代替建築物 又は建築物 の部分に代わるべき建築物 \mathcal{O} 建 設又は購 から成る建 入に付随 又は する 建 築

(居住安定協議会)

は、

原子力災害の影響により避難し、

行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)

を貸し付けることができる。

第二十三条 福 島県及び 避難指示区域をその区域に含む市町村 (以下この項において 「福島県等」という。

又は住所を移転することを余儀なくされた者

(以下この項に

お

7 となるべき措置について協議するため、 難者」 という。) に賃貸するため 居住安定協議会 0 公営住宅の 供給その (以下この条において 他 \mathcal{O} 避 難者 の居住 「協議会」という。 . (7) 安定 \mathcal{O} 確 保 に 関 を組 必

織することができる。 この場合において、 福島県等は、 必要と認めるときは、 協議会に福島県等以外 で 者

で避 難 者 1の居住 !の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

協 議 会は、 資料 この提供、 必要が あると認めるときは、 意見の表明、 説明その他必要な協力を求めることができる。 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 行 政 機関 \mathcal{O} 長及び地 方公共団 体の長その 他の執行 機関に対

2

3 協議会において協議が調った事項については、 協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければなら

ない。

4 前三項 に定めるもの のほ か、 協議会 の運営に関 し必要な事項は、 協 議会が定める。

めの措置

第

应

章

放射線に

によ

る健

康

上の不安の

解消その

他の安心して暮らすことのできる生活環境

の実現

のた

(健康管理調査の実施)

第二十四 条 福 島 説県は、 福 島復興再生基本方針に基づき、 平成二十三年三月十一日にお 1 て福 島 に住 所を有

てい た者その 他これに準ずる者に対 Ĺ 健 康管 理 調 査 (被ばく放射 線量 \mathcal{O} 推 計その 他 \mathcal{O} 健 康管 理 を適 切

に実施するための調査をいう。 次条及び第二十六条において同じ。)を行うことができる。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十五 条 健康管理 調 査の対象者が加入している保険者 (高: 影者 の医 療 \mathcal{O} 確保に関する法律 (昭 和 五十七

年法律第八十号) 第七条第二項に規定する保険者をいう。)又は後期 高 齢 者医 療広 域 運合 (同 法 第 应 十八

条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。) は、 環境省令で定めるところにより、 当該調 査 対 象者の

同意を得ている場合において、 福島県から求めがあったときは、 当該保険者又は後期高齢者医療広域連合

が 保存してい る当該調査対象者に係る特定健 康 診査 (同法第十八条第一 項に規定する特定健 康 診 査 を う

なければならない。

又は

健

康

診査

同

法第

百二十五条第

項に規定す

る健康診査

をいう。

に関

する記録

の写

しを提供

(健康管理調査の実施に関し必要な措置

第二十六条 国は、 福島県に対 Ĺ 健 康管 理 調査の実施に関し、 技術的な助言、 情報の提供その他 の必要な

措置を講ずるものとする。

(健康増進等を図るための施策の支援)

第二十七条 玉 は 福 島 \mathcal{O} 地方 公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消 を図るため の放 射

線量 \mathcal{O} 測定の ため の機器を用 いた住民の被ばく放射線量 の評価その他の取組を支援するため、 必要な措

を講ずるものとする。

(農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援)

第二十八条 国は、 福 島 \mathcal{O} 地方公共団体及び事業者が実施する福島で生産された農林水産物及びその 加 工品

並 び に鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、 必要な措置を講ずるものとす

る。

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第二十 九条 国 は、 福 島 \mathcal{O} 健 全 な 6復興、 を図るため、 福島 \mathcal{O} 地方公共団体と連携して、 福 島 にお ける除染等 \mathcal{O}

措 置等 (平成二十三年三月十一 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の 事 故に ょ り放 出

され た放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号) 第二十五

条第 項に 規定する除染等の 措置等 をいう。 第三項及び第三十一 条において同じ。 を迅速に実施 するも

のとする。

2 玉 は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 除染等の措置等の実施に当たり、 福島 の住民が雇用されるよう配慮するものとする。

3 玉 は、 福 島 \mathcal{O} 地方公共団体と連携して、 除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、 熱回収そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 循環的 な利用及び処分が適正 一に行 われるように必要な措置を講ずるものとする。

(児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置

国は、 福島 \mathcal{O} 地方公共団体と連携して、 福島 の学校及び児童 福 祉 施設に在籍する児童、 生徒等に

放射線による健康上の不安を解消するため、 当該学校及び児童福祉施設の土地及び建物 並 び に 通

学路及び その 周 辺 \mathcal{O} 地 域 に つ 1 て必要な措置 を講ずるとともに、 学校給食に係る検査に つい ての支援その

他 \mathcal{O} 必 要な措 置 を講ずるも のとする。

放 射 線 0 人体 \mathcal{O} 影響等に 関 する研 究及び 開 発の 推

進等)

条 国は、 福 島 0 地 方公共団体と連携して、 放射線の人体への影響及び除染等の措置等について、

玉 丙 外 \mathcal{O} 知見を踏まえ、 調 査 研究及び技術開 発の推進をするとともに、 福 島 に お 7 て、 調 査 研 究及び技術

開 発 を行うため \hat{O} 施 設及び設備 \mathcal{O} 整 備 玉 丙 外 \mathcal{O} 研 究者 の連携 \mathcal{O} 推 進、 玉 [際会議 \mathcal{O} 誘致 \mathcal{O} 促進そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必

要な措 置を 講ずるもの

国 民 \mathcal{O} 理 解 \mathcal{O} 増 進

第三十二条 国は、 原子力発電 所の事故により放出された放射性物質による汚染のおそれに起因する健康上

0) 不安を解消するため、 低線! 量 被ばくによる放射線の 人体 ^ の影響その 他 放射 線に関す る国民 の理 解を深

8 るため $\hat{\mathcal{O}}$ 広 報 活動 教 育 活 動 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必要な措置を 講ずるものとする。

(教育を受け る機会の 確 保 のため \mathcal{O} 施 策

第三十三条 国は、 原子力災害による被害により福島の児童、 生徒等が教育を受ける機会が妨げられること

 \mathcal{O} ない よう、 福 島 \mathcal{O} 地 方公共団体その他 の者が行う学校施設 \mathcal{O} 整 備 教職 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 適正な配置 就学 \bigcirc 援助、

自然体 験 活 動 \mathcal{O} 促進 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 取 組を支援するために必要な施策 を講 ずるものとする。

(医療及び福祉サービスの確保のための施策)

第三十 -四条 国は、 原子力災害による被害により福島における医療及び保育、 介護その他の福祉サー -ビスの

提供に支障が生ずることのない よう、 福 島 \mathcal{O} 地方公共団体が行うこれらの提供体制の整備その他 \mathcal{O} 取 組 を

支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(その: 他の安心して暮らすことのできる生活環境 \mathcal{O} 実現 \hat{O} ため の措 置

第三十五条 国は、 第二十六条から前条までに定めるもの のほ か、 福 島において、 放射線による健康上の不

安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その 他 \mathcal{O}

措置を講ずるよう努めるものとする。